

建設汚泥のリサイクルで研修会

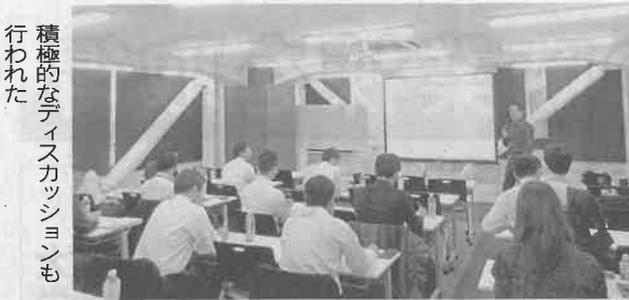
泥土リサイクル協会

工事間・現場内利用等促進を

（一社）泥土リサイクル協会（愛知県稲沢市、木村孟理事長）は11月18日、都内で泥土リサイクルを担う若手技術者を対象に中堅技術者スキルアップ研修会を開催した。講師を務めた野口真一事務局長は「当協会は創立15年目となる。会員企業も当初と比べるとほぼ倍に

なり、多くのネットワークもできてきた。リサイクルを推進するたにさまざまなアプローチでお役に立てると思う」と述べた。

国内での建設汚泥の再資源化・縮減率は2012年度の目標は達成しているものの、同協会はリサイクル率が低い状況を鑑み、現場内・工事間利用を含むリサイクル推進を働きかけており、研修会には同協会の理事会企業である建設系の技術者やコンサルタントなどが参加した。



積極的なディスカッションも
行われた

研修では、発生土全体の枠組みのなかでの建設発生土、泥土、浚渫土、津波堆積土などの位置付けを確認した。さらに、杭工事、地盤改良工事、

シールド・推進工事、浚渫工事など工事の種類・それぞれにおいて発生する泥土について、残土に区分されるか建設汚泥に区分されるかを例示した。その際には建設汚泥の定義に基づき、どちらに分類すべきか根拠についても丁寧な解説した。その後、建設汚泥を処理した建設汚泥処理物としてリサイクルするための基準として、国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」が基本であるとし、また自治体ごとの指針があるケースについても説明した。

その後、野口氏は建設汚泥の現場内・工事間利用が減少していることを国交省の建設副産物実態調査の結果から示した上で、「以前と比べるとはるかに個別指定も受けやすくなっている。現場内・工事間利用を積極的に進めるべきだ」と話した。特に同協会が調査した結果、約7割の自治体で現在届け出の必要がないことを指摘し、通常の廃棄物と異なり「必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくともよい」と述べた。またそのためには「客観的価値」が認められ、利用用途が明確であること、要求品質に適合していること、トレーサビリティの確保が必要で、実際の判断に当たって論拠とされる「建設汚泥再生利用技術基準（案）平成11年3月29日付け建設省技調発第71号」に基づき、現場内・工事間利用に必要となる具体的な技術や基準を提示した。

その後のディスカッションでは、参加者が実際の工事や日々の業務で感じている疑問などに基づき積極的な議論が行われ、盛況のうちに幕を閉じた。